



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月17日火曜日 第1804号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則.....	1
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	11

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	13
---------------------------	----

規 則

○愛媛県規則第56号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(認定こども園認定申請書)

第3条 法第4条第1項の申請書は、認定こども園認定申請書（様式第1号）によるものとする。

(保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書)

第4条 法第5条第2項の申請書は、保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の申請書には、法第3条第1項第2号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付しなければならない。

(認定こども園変更届出書)

第5条 法第7条第1項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の届出書には、保育所型認定こども園に係る法第4条第1項第4号に掲げる事項の変更にあっては、前条第2項に規定する

書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 省令第6条第1号の知事が定める数は、幼保連携型認定こども園（条例第2条第1号イに該当するものに限る。）、幼稚園型認定こども園（条例第2条第2号ア又はイ(イ)に該当するものに限る。）及び地方裁量型認定こども園にあっては、10又は法第4条第1項第3号の乳児及び幼児の数に同項第4号の子どもの数を加算して得た数に100分の10を乗じて得た数のうちいずれか小さい数とする。

(運営の状況の報告)

第7条 省令第7条の報告書は、認定こども園運営状況報告書（様式第4号）によるものとする。

2 省令第7条の知事の定める日は、毎年5月末日（認定こども園の認定を辞退した者にあっては、当該認定を辞退した日から起算して30日以内）とする。

3 省令第7条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員配置に関すること。
- (2) 職員資格に関すること。
- (3) 施設設備に関すること。
- (4) 教育及び保育の内容に関すること。
- (5) 保育者の資質向上等に関すること。
- (6) 管理運営等に関すること。

4 省令第7条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関すること。
- (2) 子育て支援事業に関すること。
- (3) 園児の1日の活動内容
- (4) 利用料
- (5) 学級数

(認定こども園認定辞退届出書等)

第8条 条例第5条第1項の規定による届出は、認定こども園認定辞退（休止）届出書（様式第5号）によるものとする。

(教育及び保育の内容の基準)

第9条 条例別表4(2)の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(保育者の資質向上等)

第10条 認定こども園は、次に掲げるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら資質の向上に努めるとともに、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性を向上させること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るための日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に要する時間を確保するため、午睡の時間又は休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園の長及び職員に対する認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、実施するとともに、その研修の機会

を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

- (5) 認定こども園の長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用する調整能力を向上させること。

(書類の経由)

第11条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、認定こども園又は認定を受けようとする施設の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係)

教育及び保育の内容の基準

1 教育及び保育の基本及び目標

- (1) 認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第78条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。
- (2) 認定こども園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。
- (3) 認定こども園は、(2)の教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

2 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

1に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

- (1) 認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開すること。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活様式を反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。
- (3) 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子どもの養育に関する能力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

- (1) 認定こども園における教育及び保育については、2に掲げ

る認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。

- (2) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画(以下「指導計画」という。)を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 短時間利用児及び長時間利用児がいることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における1(3)の教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭及び地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編成される学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせるよう努めること。

エ 受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能の早期獲得のみを目指す早期教育となることのないように配慮すること。

4 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 満3歳未満の子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。

(2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

(3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

(4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともに良い教育及び保育の環境を創造すること。

5 日々の教育及び保育の指導

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図ること。
- (3) 1日の生活のリズム又は利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安又は動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることを考慮し、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。この場合において、楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があること及び睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (7) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるようにすること。
- (8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合において、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。
- (9) 教育活動及び保育活動に対する保護者の積極的な参加を促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

6 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- (1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と

小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

- (3) すべての子どもについて指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料を小学校等へ送付することにより、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

様式第1号(第3条関係) 認定こども園認定申請書

認定こども園認定申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>						
愛媛県知事 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 住所(法人にあっては、 申請者 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) ㊟ </div>						
認定を受ける施設	施設の種別	幼稚園	保育所	認可外保育施設		
	名 称					
	所 在 地					
	設 置 者					
	設置年月日	年	月	日		
	定 員	人				
認定こども園の名称						
認定こども園の長となるべき者の氏名						
認定こども園の開園予定年月日		年	月	日		
施設において保育する乳児又は幼児の数	区 分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合 計	
	保育に欠ける子どもの数	人	人	人	人	
	保育に欠けない子どもの数	人	人	人		
教育及び保育の目標並びに主な内容		(教育及び保育の目標及び理念を記入してください。)				
教育及び保育の目標並びに主な内容		(教育及び保育のねらい及び概要を記入してください。)				
年間開園日数		日				
開園時間		平 日				
開園時間		土 曜 日				
開園時間		日 曜 日 ・ 祝 日				
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施するもの		第1号 第4号	第2号 第5号	第3号	
	(事業内容及び実施体制を記入してください。)					
備 考						

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 5 定員の弾力化による受入れを行う場合は、備考欄に記載すること。
- 6 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書）
 - (2) 施設の位置図及び付近の見取図
 - (3) 職員配置を記載した書類
 - (4) 職員の資格を証する書類
 - (5) 園舎及び屋外遊戯場の面積を記載した書類
 - (6) 施設の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - (7) 給食の提供及び食育に関する計画を記載した書類
 - (8) 認定こども園の長となる者の履歴書
 - (9) 教育及び保育の計画及び指導計画を記載した書類
 - (10) 利用料を記載した書類
 - (11) 保育者の資質向上等に関する計画を記載した書類
 - (12) 管理運営等に関する事項を記載した書類
 - (13) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係） 保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書

保育所型認定こども園認定有効期間更新申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所（法人にあっては、 申請者 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">⑩</div>		
施 設	名 称	
	所 在 地	
認 定 年 月 日	年 月 日	
認 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第2号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類を添付すること。

様式第3号（第5条関係） 認定こども園変更届出書

<p>認定こども園変更届出書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所（法人にあっては、 設置者 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">⑩</p>			
認定こども園	名 称		
	所在地		
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 期 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 変更前と変更後の記載を明らかにした書類

(2) 保育所型認定こども園に係る就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第4条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、同法第3条第1項第2号に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし当該保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないことを明らかにした書類

様式第4号(第7条関係) 認定こども園運営状況報告書

認定こども園運営状況報告書										
愛媛県知事		様		年 月 日						
				住所(法人にあっては、 設置者 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 印						
認定こども園	名 称									
	所 在 地									
	連 絡 先	電 話 番 号				F A X 番 号				
	構 成 する 施 設	幼 稚 園		保 育 所			認 可 外 保 育 施 設			
	長 の 氏 名									
認 定 年 月 日	年 月 日									
子 ども の 数	区 分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合 計					
	定 員	保育に欠ける子ども	人	人	人	人				
	保育している子どもの数 (月 日 現在)	保育に欠けない子ども	人	人	人	人				
		保育に欠ける子ども	人	人	人	人				
職 員 配 置 (月 日 現在)	0 歳 児	1・2 歳 児	3～5 歳 の 短時間利用児	長 時 間 利 用 児 3 歳 児	4・5 歳 児					
	子 ども の 数 (人)									
	保 育 者 数	常 勤 (人)								
		非 常 勤 (人)								
職 員 資 格	職 名 氏 名	職 務 内 容		資 格 の 有 無						
				幼稚園の教員の免許状		保育士の資格				
				幼稚園の教員の免許状		保育士の資格				
施 設 設 備	区 分	面 積	区 分	室 数	面 積					
	園 舎 の 面 積	平方メートル	保 育 室 又 は 遊 戯 室 の 面 積		平方メートル					
	屋 外 遊 戯 場 の 面 積	平方メートル	(うち乳児室及びほふく室)		()		(平方メートル)			
	そ の 他 設 備 の 概 要									
教 育 保 育 概 要	(教育及び保育の目標及び理念を記入してください。)									
	(教育及び保育のねらい及び概要を記入してください。)									
	年 間 開 園 日 数	日	開 園 時 間	平 日						
				土 曜 日						
				日 曜 日 ・ 祝 日						
子 育 て 支 援 事 業	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる該当事業			第1号	第2号	第3号				
	(事業内容、実施体制等を記入してください。)			第4号	第5号					
園 児 の 1 日 の 活 動 内 容			利 用 料							
			学 級 数							
保 育 者 の 資 質 向 上 等										
管 理 運 営 等	情 報 の 開 示	種 類			方 法					
	子 ども の 選 考 方 法									
	安 全 管 理 体 制									
	保 険 等 の 加 入 状 況	種 類			内 容					

備	考
---	---

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
- 4 定員の弾力化による受入れを行っている場合は、備考欄に記載すること。
- 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 6 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 職員の配置基準を満たすことを証する書類
 - (2) 職員の資格を証する書類
 - (3) 給食の提供及び食育に関する計画を記載した書類
 - (4) 教育及び保育の計画及び指導計画を記載した書類
 - (5) 保険又は共済契約書の写し
 - (6) 外部評価等、教育及び保育の質を向上させるための取組内容を記載した書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係) 認定こども園認定辞退(休止)届出書

認定こども園認定辞退(休止)届出書					
年 月 日					
愛媛県知事 様					
住所(法人にあっては、 設置者 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)					
印					
認定こども園	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所 在 地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地	
名 称					
所 在 地					
認定を辞退する (休止の)予定期日	年 月 日				
認定を辞退する (休止の)理由					
現に入園している 者に対する 措 置					
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 設置者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

○愛媛県規則第57号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第17条 省略</p> <p><u>（私立認定保育所選考方法届出書等）</u></p> <p>第17条の2 施行規則第24条の2第2項の規定による届出は、<u>私立認定保育所選考方法届出書（様式第18号の2）によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の届出書は、私立認定保育所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。</u></p>	<p>第17条 省略</p>

様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2（第17条の2関係） 私立認定保育所選考方法届出書

私立認定保育所選考方法届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、
届出者 主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

印

私立認定 保育所	名 称					
	位 置					
	定 員	2歳未満児	2歳以上児	計		
		人	人	人		
認 定 こども園	名 称					
	定 員	区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合計
		保育に欠ける 子どもの数	人	人	人	人
		保育に欠けな い子どもの数	人	人	人	
選 考 の 方 法						

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
				部長	局長					課長	部長
子育て支援課	1～5 省略					子育て支援課	1～5 省略				
	6 補助金の交付等に関する事務	1～3 省略				6 補助金の交付等に関する事務	1～3 省略				
		4 <u>愛媛県保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成17年5月25日制定）</u> に基づく補助金の交付					4 <u>愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱（平成3年10月21日制定）</u> に基づく補助金の交付				
		5 省略					5 省略				
	7・8 省略					7・8 省略					
	9 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。				9 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。				
		(1)～(11) 省略					(1)～(11) 省略				
		(12) <u>私立認定保育所の選考の方法の届出の受理（児童福祉法施行規則（以下この部において「省令」という。）第24条の2第2項）</u>					(12) 変更の届出の受理（ <u>児童福祉法施行規則第37条第4項から第6項まで</u> ）				
		(13) <u>変更の届出の受理（省令第37条第4項から第6項まで）</u>					(12) 変更の届出の受理（ <u>児童福祉法施行規則第37条第4項から第6項まで</u> ）				
		(14) 省略					(12) 変更の届出の受理（ <u>児童福祉法施行規則第37条第4項から第6項まで</u> ）				
(15) 省略					(13) 省略						
(16) 省略					(14) 省略						
(17) 省略					(15) 省略						
(18) 省略					(16) 省略						
2・3 省略					(17) 省略						
4 保育士等に関すること。				2・3 省略							
				4 保育士等に関すること。							

	(1)・(2) 省略				
	(3) <u>みなし保育士の承認（最低基準第94条第3項）</u>				—
10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する事務	1 <u>認定こども園に関すること。</u>				
	(1) <u>認定（第3条第1項、第2項）</u>		—		
	(2) <u>認定の有効期間の更新（第5条第2項）</u>				—
	(3) <u>変更の届出の処理（第7条）</u>				—
	(4) <u>運営の状況の報告の受理（第8条第1項）</u>				—
	(5) <u>報告の徴収（第8条第2項）</u>				—
	(6) <u>認定の取消し（第10条第1項、第2項）</u>		—		
	(7) <u>認定及び認定の取消しに係る協議（第11条第1項）</u>				—
	(8) <u>認定の辞退及び休止の届出の処理（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第5条）</u>				—
11 愛媛県産休等代替職員制度実施要綱（昭和51年12月6日付け福祉部長通知）に関する事務					
	1 省略				
	2 省略				
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
	(1)・(2) 省略				
10 愛媛県産休代替職員制度実施要綱（昭和51年12月6日付け福祉部長通知）に関する事務	1 <u>登録名簿の作成及び配布（第三の2）</u>				—
	2 省略				
	3 省略				
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。